

「かがわ未来へつなぐ環境学習会 2026」に関する協賛要領

1 事業の目的

本県の恵まれた環境を将来にわたって守り育てていくためには、県民一人ひとりが主体的に環境保全に取り組む必要がある。

そこで、県では、「かがわ里海大学」や「みどりの学校」などの「学びの場」を創設し、幅広い層の県民が後続的な学びや多様な学び方ができるように取り組んでいる。このような「学びの場」への参加や、その先の「環境保全活動」などにつなげる「きっかけづくり」として、環境学習会を開催する。

今年度は「香川県民の日」の創設関連イベントとして開催し、「環境」を切り口として、香川県の「宝物」や未来への「贈り物」を伝えることをコンセプトとする。

2 事業の概要

(1) 日時 令和8年10月11日(日)10時～16時

(2) 場所 綾歌総合文化会館アイレックス(香川県丸亀市綾歌町栗熊西1680)

(3) 内容 ①環境保全活動に取り組む団体等による体験プログラム(約19ブース)

②環境について学べるステージイベント

(4) 過去5年間の開催状況

年度	開催場所	参加者数	備考
令和元年度	サンメッセ香川(高松市)	3,600名	
令和4年度	アイレックス(丸亀市)	550名	事前申込(抽選)
令和5年度	サンメッセ香川(高松市)	2,083名	
令和6年度	サンメッセ香川(高松市)	3,168名	
令和7年度	サンメッセ香川(高松市)	1,326名	

3 企業協賛について

環境学習会は、主として県内の環境保全活動に取り組む団体にブース出展を委託して実施しているが、事業の趣旨に賛同いただける県外企業から協賛申込があった場合には、内容を検討の上、事業の趣旨や目的に合致すると認められる場合に、事業への参加を依頼する。

(1) 要件

下記要件を満たす者であること。

①特定の政治、思想、宗教等の活動を目的としていない者

②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号の暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められない者

③法令又は公序良俗に反しない者

④本事業について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのない者

⑤本事業において、営利活動を行わない者

⑥その他運営に支障をきたす等、香川県により不相当と判断されない者

(2) 協賛の申込

別添「かがわ未来へつなぐ環境学習会 2026 協賛申込書」を環境政策課に電子メールにより提出すること。なお、PDF 形式に限る。

(受付期間) 令和 8 年 7 月 14 日 (火) から令和 8 年 7 月 31 日 (金) 17 時 15 分まで

(3) 協賛の内容

協賛の内容は、役務又は物品の無償提供その他事業実施への協力とし、企業からの提案による。

ただし、県内の環境保全活動に取り組む団体の出展内容との重複やスペースの都合により、出展できない場合がある。また、主催者から出展内容の変更や他ブースとの連携を協議する場合がある。

(4) その他

県との協議が整った企業から順次協賛を認めることとし、協賛企業については、香川県が作成するブース看板等において協賛の旨を表示する。

協賛申込後に、(1) の要件を満たさないことが判明した場合は、協賛を取り消す。

市町が県外企業と連携して本事業にブース出展をする場合については、この協賛要領によらないものとする。